

第四期特定健康診査等実施計画

虹技健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 03 月 25 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】		
No.1	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の特定健診受診率が伸び悩んでいる。 被扶養者の特定健診受診率は50歳～54歳の受診率が最も低い。 被扶養者の特定健診継続未受診率は45歳～49歳がもっとも高く、40歳～54歳で40%を超えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者には既にリーフレットでの周知を行っているが、より周知機会を増やす。
No.2	<ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導対象者割合は積極的支援・動機付け支援ともにゆるやかに増加傾向である。 40歳～49歳の積極的支援対象者割合が増加傾向にある。 2022年度では、40歳～49歳のうち約34%が積極的支援対象者である。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導該当年齢になると同時に保健指導該当になるのを防ぐため、40歳未満の加入者に対する保健指導開始を検討する。
No.3	<ul style="list-style-type: none"> メタボリックシンドローム該当者割合は2020年度からほぼ変化が無い。 メタボリックシンドローム予備軍該当者割合はゆるやかに増加傾向にある。 メタボリックシンドローム該当者では、「高血圧・高脂血」の要因を持っている人が最も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導該当でないが、血圧、脂質の検査値が保健指導基準値以上、受診勧奨基準値以上の対象者に対して保健指導を行うことを検討する。
No.4	<ul style="list-style-type: none"> 2022年度の疾病別一人当たり医療費が最も高いのは「新生物」である。 新生物の中では、過去5年間を通して、「消化器」の有病者数が一番多い。 新生物の中で、過去5年間を通して、「乳房」「女性生殖器」の有病者数が毎年一定数存在している。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種がん検診について、一部費用補助を行っている。 被扶養者の受診券を送付する際に子宮頸がん、乳がん啓発のリーフレットを同封し、受診率アップを図る。
No.5	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病において、加入者1人当たり医療費は糖尿病、高血圧症、高脂血症が高く、加入者1,000人当たり受診者数も、糖尿病、高血圧症、高脂血症が高い。 年齢が上がるにつれて生活習慣病の有病者が増加しており、55歳～59歳がピークである。 血圧について、特定健診受診者のうち服薬が無い人の約20%が受診勧奨レベルに該当している。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定保健指導該当でないが、血圧、脂質の検査値が保健指導基準値以上、受診勧奨基準値以上の対象者に対して保健指導を行うことを検討する。
No.6	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙習慣があるのはほとんどが男性であり、男性の中でも約60%が喫煙習慣に該当している。 男性の年代別にみると、40歳～44歳の喫煙者が最も多い。 喫煙習慣がある人は、喫煙習慣が無い人に比べて生活習慣病を発症する傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 2022年度より禁煙プログラムを開始。第三期計画でも継続して実施し、効果を検証する。

基本的な考え方（任意）

特定健診・保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目した健診を行い、その結果に基づく保健指導を行うものである。これは、内臓脂肪の蓄積が糖尿病、高脂血症、高血圧症などの生活習慣病の発症に大きく関与していることが明らかとなっていることから、内臓脂肪を蓄積している者に対して食事や運動等の生活習慣の改善を促し、内臓脂肪を減少させることにより、これら生活習慣病の予防ができるという考えを基本としている。

第三期の取り組みにより、特定保健指導の実施率は国の掲げる目標値をほぼ達成できているが、特定保健指導対象者は増加傾向にあることやリピーター（複数年該当者）が多数存在することから、第三期までの取り組みに加えて、第四期から新たな取り組みとして導入された「成果を重視した特定保健指導の評価体系の導入」「特定保健指導の見える化の推進」「ICT活用の推進」を積極的に取り入れ、必要であればプログラムを柔軟に見直すことで取り組みを進めていく。

また、40歳未満の世代が特定健診の対象年齢に達したときに新たな特定保健指導対象者とならないよう、若年者に対する取り組みを事業所との連携のもと、第四期から新たに進めていく。

特定健診・特定保健指導の事業計画【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名	特定健診	対応する健康課題番号	No.1																																			
↓																																						
事業の概要 <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>事業主が行う定期健診と併せて共同実施。 被扶養者には既にリーフレットでの周知を行っているが、より周知機会を増やす。</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>事業主、人間ドック契約医療機関、巡回健診委託業者と連携。</td> </tr> </table>		対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者	方法	事業主が行う定期健診と併せて共同実施。 被扶養者には既にリーフレットでの周知を行っているが、より周知機会を増やす。	体制	事業主、人間ドック契約医療機関、巡回健診委託業者と連携。	事業目標 特定健診実施を促進し、被扶養者の継続未受診者を減少させる。																														
対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者																																					
方法	事業主が行う定期健診と併せて共同実施。 被扶養者には既にリーフレットでの周知を行っているが、より周知機会を増やす。																																					
体制	事業主、人間ドック契約医療機関、巡回健診委託業者と連携。																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th>R9年度</th> <th>R10年度</th> <th>R11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アウトカム指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被扶養者の特定健診の継続未受診率の減少</td> <td>35%</td> <td>33%</td> <td>30%</td> <td>27%</td> <td>24%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>アウトプット指標</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定健診受診率</td> <td>86%</td> <td>87%</td> <td>88%</td> <td>88%</td> <td>89%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>		評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	アウトカム指標							被扶養者の特定健診の継続未受診率の減少	35%	33%	30%	27%	24%	20%	アウトプット指標							特定健診受診率	86%	87%	88%	88%	89%	90%
評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度																																
アウトカム指標																																						
被扶養者の特定健診の継続未受診率の減少	35%	33%	30%	27%	24%	20%																																
アウトプット指標																																						
特定健診受診率	86%	87%	88%	88%	89%	90%																																
実施計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被保険者は事業主が行う定期健診と併せて共同実施。 被扶養者はリーフレットを配布し周知するとともに、特定健診未受診者を減少させるため被扶養者のパート先など、当健保以外での診断結果の収集活動を行う。 被扶養者受診者にはQUOカード進呈。</td> <td>継続実施</td> <td>継続実施</td> </tr> <tr> <th>R9年度</th> <th>R10年度</th> <th>R11年度</th> </tr> <tr> <td>継続実施</td> <td>継続実施</td> <td>継続実施</td> </tr> </tbody> </table>				R6年度	R7年度	R8年度	被保険者は事業主が行う定期健診と併せて共同実施。 被扶養者はリーフレットを配布し周知するとともに、特定健診未受診者を減少させるため被扶養者のパート先など、当健保以外での診断結果の収集活動を行う。 被扶養者受診者にはQUOカード進呈。	継続実施	継続実施	R9年度	R10年度	R11年度	継続実施	継続実施	継続実施																							
R6年度	R7年度	R8年度																																				
被保険者は事業主が行う定期健診と併せて共同実施。 被扶養者はリーフレットを配布し周知するとともに、特定健診未受診者を減少させるため被扶養者のパート先など、当健保以外での診断結果の収集活動を行う。 被扶養者受診者にはQUOカード進呈。	継続実施	継続実施																																				
R9年度	R10年度	R11年度																																				
継続実施	継続実施	継続実施																																				



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	対象者には事業主と連名で文書を送付。 対面及び電話サポートの保健指導に加えて、初回面談から最終まで完全オンラインで実施できるよう整備。
体制	指導委託業者、健保連兵庫連合会と連携。

事業目標

特定保健指導の実施率を向上させることで、特定保健指導の積極的支援対象者を減少させる。

アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
積極的支援対象者の割合 (の減少)	20%	18%	16%	14%	12%	10%
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定保健指導実施率	60%	63%	66%	67%	68%	70%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
指導が受けやすいよう、対面及び電話サポートとオンライン（指導委託業者2社）の複数の選択肢を整備。保健指導参加者へのインセンティブ（初回指導を受けた方にクオカード進呈）を付与。	継続実施	指導と効果内容を検証し、委託業者の見直しを含めた検討を行うことで実施率の向上と保健指導対象者の削減を図る。
R9年度	R10年度	R11年度
継続実施	継続実施	継続実施

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値	全体	320 / 370 = 86.5 %	328 / 375 = 87.5 %	335 / 380 = 88.2 %	345 / 390 = 88.5 %	357 / 400 = 89.3 %	370 / 410 = 90.2 %
		被保険者	265 / 265 = 100.0 %	270 / 270 = 100.0 %	275 / 275 = 100.0 %	280 / 280 = 100.0 %	290 / 290 = 100.0 %	300 / 300 = 100.0 %
		被扶養者 ※3	55 / 105 = 52.4 %	58 / 105 = 55.2 %	60 / 105 = 57.1 %	65 / 110 = 59.1 %	67 / 110 = 60.9 %	70 / 110 = 63.6 %
	実績値	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値	全体	45 / 75 = 60.0 %	45 / 71 = 63.4 %	44 / 67 = 65.7 %	49 / 73 = 67.1 %	47 / 69 = 68.1 %	45 / 64 = 70.3 %
		動機付け支援	15 / 25 = 60.0 %	15 / 23 = 65.2 %	15 / 22 = 68.2 %	16 / 25 = 64.0 %	16 / 23 = 69.6 %	16 / 22 = 72.7 %
		積極的支援	30 / 50 = 60.0 %	30 / 48 = 62.5 %	29 / 45 = 64.4 %	33 / 48 = 68.8 %	31 / 46 = 67.4 %	29 / 42 = 69.0 %
	実績値	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の(実施者数) / (対象者数)

※2) 特定保健指導の(実施者数) / (対象者数)

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）
-

特定健康診査等の実施方法（任意）
-

個人情報の保護
・当健保組合は、虹技健康保険組合の「個人情報保護管理規程」を遵守する。
・当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。
・当健保組合のデータ管理者は、理事長とする。またデータの利用者は当健保組合の特定の職員に限定する。
・データ処理等を外部委託する場合は、委託先におけるデータ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知
本計画は、当健保組合機関誌等やホームページに掲載し、被保険者等へ公表・周知を図るものとする。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）
・当計画については、毎年組合会において評価を行い、実施状況を踏まえて、目標と大きく乖離した場合やその他必要と認められる場合には適宜変更し、次年度以降の計画に反映させることとする。
・被保険者の特定健診及び特定保健指導の実施率向上に向けた取り組みについては、事業所との連携が欠かせないため、適宜事業所に協力を要請し理解を求める。